

．はじめに

近年、急速な高齢化に伴い、疾病構造が変化して生活習慣病等（脳卒中、心臓病、糖尿病等）の慢性疾患が増加し医療費が増大しています。

生活習慣病は、食生活や運動不足等、不健康な生活習慣が発症の原因とされています。若い時から生活習慣病の予防対策を進め、高血圧、糖尿病等の発症を予防し、重症化や合併症の発症を抑え、通院や入院の医療費の伸びを抑制する取り組みが必要です。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、平成20年度から医療保険者が被保険者、被扶養者に対して、特定健康診査・特定保健指導を実施するよう義務づけられました。

特定健康診査等は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、該当者や予備軍を減少させるための健診です。

みなべ町では、特定健康診査等実施計画を作成し、平成20年度からの特定健康診査等を効率的、効果的に実施していきます。